

(別表1)

## 事業継続力強化支援計画

### 事業継続力強化支援事業の目標

#### I 現状

##### (1) 地域の災害リスク

###### (洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当所が立地する市街地地域の大部分において、0.5m以上3m未満の浸水が予想されているほか、脇津留地区の複合商業施設コスモタウンフリーモール佐伯周辺では最大5m以上10m未満の浸水被害が予想されている。また、番匠川周辺地域においては氾濫流や河岸の浸食による家屋倒壊や浸水被害が予想されている。

###### (土砂災害：ハザードマップ)

ハザードマップによると、当所が立地する市街地地域においては、城山周辺など山際で急傾斜地の崩壊や土石流被害が想定されている。

###### (地震：佐伯市「わが家の防災手帳」)

当市の「わが家の防災手帳」によると、南海トラフ巨大地震の今後30年以内の発生確率は70%～80%で、この南海トラフの巨大地震（マグニチュード9規模）では、佐伯市で最大震度6強が想定されている。

また、平成25年2月に県が発表した「大分県津波浸水予測調査結果」によると、地震発生にともない佐伯市葛港に押し寄せる予測される最大津波高（満潮時）は7.40mで、津波の到達時間は、+1m波高到達が46分で、最大津波高の7.4mが到達するの地震発生後54分と想定されている。

###### (その他)

市内を流れる番匠川とその支流によりこれまでにも数々の水害に見舞われてきた。特に、平成29年の台風18号において大雨、洪水、土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。この台風により、当市では人的被害はなかったものの、建物被害全994件（全壊3件、半壊7棟、床上浸水392棟、床下浸水588棟）、断水258世帯、道路130か所などの被害がもたらされた。

###### (感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市において多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

##### (2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 2,272人
- ・小規模事業者数 1,839人

(平成28年経済センサス活動調査による小規模事業者数（旧佐伯市）)

【内訳】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商 工 業 者	建設業	226	214	市内に広く分散している
	製造業	184	146	市街地の周辺部に分布している
	卸売業・小売業	697	487	市内に広く分散している
	宿泊業・飲食サービス業	375	305	主に市街地に分布している
	生活関連サービス業・娯楽業	266	252	市内に広く分散している
	その他の業種	524	435	市内に広く分散している
	合 計	2,272	1,839	

### (3) これまでの取組

#### 1) 当市の取組

- ・防災計画の策定、防災協定の締結、防災訓練の実施
- ・海拔表示板、津波避難地案内標識の設置
- ・指定緊急避難場所及び指定避難所の指定
- ・災害時の物資の備蓄
- ・防災行政無線（防災スピーカー）の整備
- ・防災、行政ラジオの配布
- ・避難路の整備
- ・ハザードマップの配布
- ・津波避難タワーの建設
- ・佐伯市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

#### 2) 当所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・避難経路・場所の周知
- ・職員緊急連絡網の作成
- ・防災備品（ヘルメット等）を配備
- ・佐伯市が実施する防災訓練への参加及び協力

## II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当所経営指導員等職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

### III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

### ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年8月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### <1. 事前の対策>

- ・当所と当市の取組について整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・当所と当市における本計画に関する担当部署は、それぞれ指導課と商工振興課とする。

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・所報や市報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナー や行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### 2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当所は、令和2年事業継続計画を策定（別添資料参照）。

#### 3) 関係団体等との連携

- ・他の支援機関等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナー や損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

#### 4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者B C P等取組状況の確認。
- ・(仮称) 佐伯市事業継続力強化支援協議会（構成員：当所、当市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード9.1の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

### <2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### 1) 応急対策の実施可否の確認

発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。

（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当所と当市で共有する。）

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、佐伯市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

#### 2) 応急対策の方針決定

- ・被害状況や被害規模に応じて当所と当市で実施する応急対策の方針を決める。（豪雨における例） 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担は、当所と当市の協議により決定する。
- ・大まかな被害状況を確認し、1～2日以内に情報共有する。
- ・当所と当市が共有した情報を、大分県の指定する方法にて当所又は当市より大分県へ報告する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

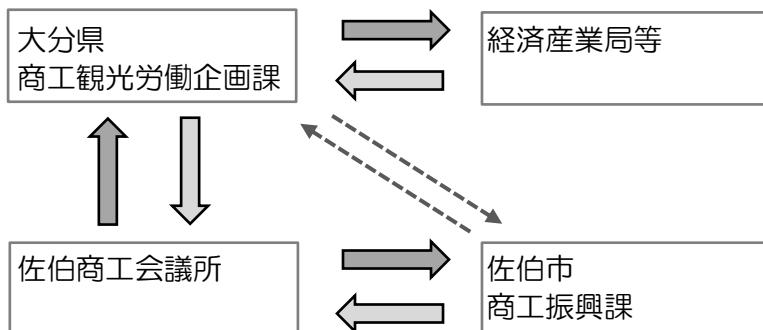
- ・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回程度共有する
1週間～1ヶ月	1日に1回程度共有する
1ヶ月以降	2日に1回程度共有する
3ヶ月以降	10日に1回程度共有する

- ・当市で取りまとめた「佐伯市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

### <3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。体制図は下記のとおりである。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについては、佐伯市災害対策本部の指示に従いながら、当市商工振興課と当所が協議のうえ決定する。
- ・当所と当市は、「被害算定の例について（中小企業庁小規模企業振興課）」を参考にするとともに、市役所内の関係部署（商工振興課、防災危機管理課等）との連携により、速やかに被害状況の確認や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定を行うものとする。
- ・当所と当市が共有した情報を、大分県の指定する方法にて当所又は当市より大分県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を大分県の指定する方法にて当会又は当市より大分県へ報告する。



### <4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、佐伯市と相談する（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### **<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>**

- ・大分県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行ふ。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を大分県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

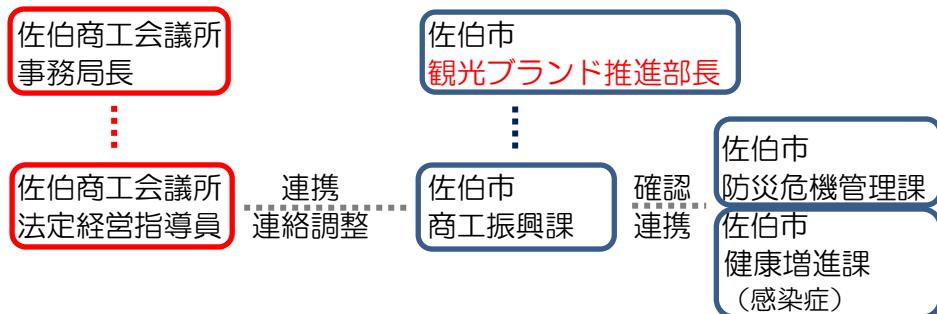
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年4月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 黒木 俊郎（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

法定経営指導員は、以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会議所

佐伯商工会議所 指導課

〒876-0844 大分県佐伯市向島1-10-1

TEL : 0972-22-1550 / FAX : 0972-24-1419

E-mail : info@saikicci.or.jp

②関係市町村

佐伯市役所 商工振興課

〒876-8585 佐伯市中村南町1番1号

TEL : 0972-22-3943 / FAX : 0972-22-0025

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
・専門家派遣費	30	30	30	30	30
・協議会運営費	20	20	20	20	20
・セミナー開催費	150	150	150	150	150
・パンフ、チラシ作製費	100	100	100	100	100
・防災、感染症対策費	200	200	200	200	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、佐伯市補助金、大分県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等